

小規模水道の管理について

小規模水道設置者は、飲料水が人の健康に及ぼす影響について十分に認識し、自らの責任において安全な飲料水を供給する責務を有します。(条例第3条)

水質基準(51項目*)に適合した水でなければなりません。(条例第5条)

小規模水道設置者は、下記(1)、(2)について実施し、適正な管理を行ってください。

(1) 届出義務

下記の場合は、環境保全課へ届出が必要です。

	内容	期日	根拠条文
1	施設の変更等に係る工事前の届出	工事前	条例第9条
2	布設工事竣工後水質検査及び施設検査結果の届出	給水開始前	条例第10条
3	設置者、管理責任者の住所又は氏名の変更届出	遅滞なく	条例第15条
4	設置者地位承継届	承継の日から30日以内	条例第16条
5	廃止届	遅滞なく	条例第17条

(2) 設置者の義務

■定期及び臨時の水質検査(条例第11条及び施行規則第7条)

下表に示す水質検査を実施し、水質検査成績書を3年間保存してください。

	回数	内容
定期 水質 検査	1日に1回以上	残留塩素
	6ヶ月に1回以上	14項目検査 (一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素*、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄及びその化合物、塩化物イオン、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度、アンモニア態窒素)
	1年に1回以上	テトラクロロレチレン、トリクロロエチレン
臨時 検査	—	設置者又は市長が必要と認める水質基準項目に関する検査

■消毒その他衛生上必要な措置(条例第12条及び施行規則第8条)

・貯水池、浄水場、配水池及びポンプ井には、柵を設け、鍵を掛けるなど、人畜によって水が汚染されることを防止してください。

・配水池、水槽等の清掃を1年に1回以上、定期的に、行ってください。

・給水栓における水が、遊離残留塩素を0.1mg/L(結合残留塩素の場合は、0.4mg/L)以上保持するように塩素消毒をしてください。(ただし、供給する水が病原生物に汚染されるおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、0.2mg/L(結合残留塩素の場合は、1.5mg/L)以上)

■管理責任者の設置（条例第14条及び施行規則第9条）

- ・水道施設に係る管理を行わせるため管理責任者を設置してください。
- ・感染症の発生が疑われる場合等に、管理責任者について健康診断（保菌検査）を実施し、その記録を1年間保存してください。

■給水の緊急停止（条例第13条）

供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知してください。

（3）市職員による立入検査等（条例第28条）

施設の布設、管理の適正を確保するために報告を求めたり、立入検査をすることがあります。

（4）罰則（条例第31条～33条）

小規模水道に係る罰則は次のとおりです。

- ・給水の緊急停止違反 30万円以下の罰金又は科料
- ・給水開始時の水質検査・施設検査の未実施 10万円以下の罰金又は科料
- ・定期・臨時の水質検査未実施 10万円以下の罰金又は科料
- ・管理責任者の健康診断未実施 10万円以下の罰金又は科料
- ・給水停止命令違反 10万円以下の罰金又は科料
- ・立入検査時の虚偽の報告、検査拒否等 3万円以下の罰金又は科料

問い合わせ先

ひたちなか市役所 市民生活部

環境保全課 環境対策係

電話 029-273-0111 内線3311

水質基準項目

- | | |
|---|---|
| (1) 一般細菌 | (26) 臭素酸 |
| (2) 大腸菌 | (27) 総トリハロメタン (クロロホルム, ジブロモクロロメタン, プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和) |
| (3) カドミウム及びその化合物 | (28) トリクロロ酢酸 |
| (4) 水銀及びその化合物 | (29) プロモジクロロメタン |
| (5) セレン及びその化合物 | (30) ブロモホルム |
| (6) 鉛及びその化合物 | (31) ホルムアルデヒド |
| (7) ヒ素及びその化合物 | (32) 亜鉛及びその化合物 |
| (8) 六価クロム化合物 | (33) アルミニウム及びその化合物 |
| (9) 亜硝酸態窒素 | (34) 鉄及びその化合物 |
| (10) シアン化物イオン及び塩化シアン | (35) 銅及びその化合物 |
| (11) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 | (36) ナトリウム及びその化合物 |
| (12) フッ素及びその化合物 | (37) マンガン及びその化合物 |
| (13) ホウ素及びその化合物 | (38) 塩化物イオン |
| (14) 四塩化炭素 | (39) カルシウム, マグネシウム等 (硬度) |
| (15) 1・4-ジオキサン | (40) 蒸発残留物 |
| (16) シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン | (41) 陰イオン界面活性剤 |
| (17) ジクロロメタン | (42) ジェオスミン |
| (18) テトラクロロエチレン | (43) 2-メチルイソボルネオール |
| (19) トリクロロエチレン | (44) 非イオン界面活性剤 |
| (20) ベンゼン | (45) フェノール類 |
| (21) 塩素酸 | (46) 有機物 (全有機炭素 (TOC) の量) |
| (22) クロロ酢酸 | (47) pH値 |
| (23) クロロホルム | (48) 味 |
| (24) ジクロロ酢酸 | (49) 臭気 |
| (25) ジブロモクロロメタン | (50) 色度 |
| | (51) 濁度 |